

各 県 立 高 等 学 校 長 殿
県立東桜学館中学校長 殿

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）
（山形県・山形市独自の「緊急事態宣言」解除を踏まえた対応について）

3 月 22 日に発出された山形県及び山形市独自の「緊急事態宣言」は、本日、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部において、4 月 25 日をもって解除することとされました。

しかしながら、県内では、特に部活動等において、高校生等の感染が多く確認されているほか、変異株が本県でも確認されるなど、高いレベルで注意・警戒が必要な状況に変わりはありません。

学校においては、部活動をはじめとしたあらゆる場面において、気を緩めることなく感染防止対策に取り組むことが必要です。

つきましては、県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和 2 年 12 月 23 日付け高教第 781 号及び令和 3 年 4 月 9 日付け高教第 39 号にて通知しているところですが、「緊急事態宣言」解除後（4 月 26 日以降）については、下記により適切に対応願います。

記

1 基本的な考え方について

学校においては、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3 つの密を避けるなど、引き続き、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」を徹底した上で、教育活動を継続する。学校関係者に感染が確認された場合も、保健所に相談しながら臨時休校等は限定的となるよう対応していく。

2 今後の教育活動上の留意点について

令和 2 年 12 月 23 日付け高教第 781 号に示す県の〔注意・警戒レベル〕1 から 4 に区分される場合の感染防止対策に加え、以下の対策を追加的に講じること。

（1）基本的な感染防止対策について

① マスク着用について

マスクの常時着用を指導すること。気温の上昇に伴い、熱中症等の健康被害が懸念されるため、マスクを外す場合は、会話せず、身体的距離を確保するよう指導すること。

また、マスクを外しての会話・会食が最大の感染リスクであることが指摘されていることから教室で昼食を取る際にマスクを外す場合は、会話をしないことや十分な間隔をとって同じ方向を向くなど、指導すること。学校外にあってもマスクを外しての会話・会食を避けるよう指導を徹底すること。

② 健康観察等について

同居の家族についても健康状態の確認を行い、風邪症状等が見られる場合は、登校を控えるよう促すこと。

（2）修学旅行、宿泊を伴う学校行事及び校外学習について

宿泊を伴う学校行事の実施は県内に限るものとする。また、宿泊を伴わない場合も県内に限るものとする。

（3）部活動について

「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（ver. 4）」を参照し、対策を徹底して講じること。特に、令和 3 年 4 月 6 日付けスポ保第 22 号通知等で示した内容を含む、以下の追加的な対策について、校長から顧問・生徒に具体的に指導するとともに保護者にも周知し、引き続き感染防止対策を徹底すること。

① 参加者について（④の活動を含む）

自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加しないこと。

② 健康観察等について

ア 顧問は、活動前に参加者の健康観察を徹底し、少しでも風邪症状等がある場合には帰宅等させること。また、複数の参加者に症状がみられる場合など、必要に応じて活動中止等の措置を取ること。

イ 生徒は、自身に風邪症状等がある場合は、部活動に参加せず、医療機関を受診し、顧問に診断結果を連絡すること。また、同居の家族に風邪症状等がある場合も部活動に参加しないこと。

③ 活動中等の留意点について

ア 活動中においても、可能な限りマスクを着用すること。特に会話する際はマスク着用を徹底すること。

イ 対人競技、チームスポーツ、演奏や合唱、演劇、及び合宿等の集団生活等の留意点については、改めて「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（ver. 4）」を参照し、対策を徹底して講じること。

＜対策例＞

- ・ 柔道等の近距離で組み合ったり接触したりする運動については、可能な限り回数を絞ったり短時間で行ったりする 等

- ・ 音楽の演奏や合唱、演劇の発声などの活動は、可能な限り屋外で行うこととし、一定の距離を保ったり同じ方向を向いて活動したりする 等

ウ 活動中に飲食をする場合は特に注意し、マスクを外して会話をしないことや十分な間隔をとって同じ方向を向くなど、指導すること。

エ 顧問は、生徒に対し、部活動前後、特に下校時におけるマスク着用を指導すること。また、感染リスクの高い更衣室や部室の使用及び下校途中での複数人での飲食などは極力控えるよう指導すること。

④ 他校と交流する際（練習試合、大会参加等）の留意点について

ア 今後控えている全国大会等につながる重要な大会を県内全域で開催できるよう、県外との往来は控えること。ただし、上位大会につながる大会等への参加など、やむを得ず往来する場合は、保護者等関係者に丁寧に説明の上、承諾を得るとともに、全行程における感染防止対策を徹底し、行動記録を取っておくこと。

イ 県内の学校同士で交流する場合は、学校の生徒等の体調について情報交換を行い、風邪症状等が見受けられる生徒や指導者がいる場合には、交流を中止するなどの対応を行うこと。

ウ 交流する学校同士での会食は避けること。自校の参加者同士であってもマスクを外しての会話・会食を避けるよう指導を徹底すること。

エ 交流で宿泊を要する場合、現地での不要不急の外出を控えること。

オ 現地でやむを得ず外出する場合や移動中のパーキング等での休憩、駅等での待機時等は、マスクを常時着用し、用件だけを速やかに済ませたり、人混みを避けたりするなど、特に注意すること。

3 教職員の感染防止対策の徹底について

学校の教職員は、感染防止対策を推進する立場にあり、また、多数の生徒に接する業務に従事していることに鑑み、学校外にあっても基本的な感染防止対策を引き続き徹底し、慎重に行動すること。

4 その他

本通知の取扱い令和3年5月11日（火）までとする。今後の感染状況等を踏まえ、対応に変更がある場合は別途通知する。

なお、大型連休中の過ごし方について、県境をまたぐ移動は控えることやマスクを外しての会話・会食を避けることなど生徒に基本的な感染防止対策の徹底を指導すること。

〈担当〉	教職員課	課長補佐（高校管理担当）	長岡 靖之（TEL 023-630-2860）
	高校教育課	課長補佐（教育担当）	佐藤 正寿（TEL 023-630-3106）
	スポーツ保健課	課長補佐（学体・生涯担当）	石田 充（TEL 023-630-2562）
		課長補佐（保健・食育担当）	小笠原美鈴（TEL 023-630-2892）